

◆◆健康保険料率の改正◆◆

(竹馬社会保険労務士事務所 社会保険労務士 竹馬 大介)

平成 23 年 3 月より全国健康保険協会（以下、協会けんぽ）の健康保険料率に変更されました。

健康保険料率は、年度ごとに毎年見直されており、平成 23 年度の健康保険料率は、次の表のとおりです。

都道府県	新しい健康保険料率
東京	9.48%
神奈川	9.49%
埼玉	9.45%
千葉	9.44%
茨城	9.44%
栃木	9.47%
群馬	9.47%

また、今回の健康保険料率の変更にとともない、介護保険料率も 1.50% から 1.51%へ変更されました。なお、介護保険料率は全国一律です。

健康保険料率の変更は、協会けんぽのほか、健康保険組合（以下、健保組合）においても実施されており、主な健保組合では、健康保険料率の大幅な引き上げが実施されました。

この大幅な引き上げの要因として、健保組合が負担する高齢者医療制度への納付金の増加、組合員の高齢化による医療費の増加、景気低迷による保険料収入の減少などが挙げられます。

今後も高齢化社会が進むため、健康保険料率も上昇することが予想されます。“健康増進”という課題は、国だけのものにとどまらず、企業とその従業員、また国民一人一人の財政にも直接的に影響を与えはじめています。

医療費抑制のため企業単位で従業員
の健康に関する対
策を講じることも
検討しましょう。



本誌は参考的な視点で提供するもので法的及び経済的判断の責任は一切負いません。